



「お客様登録」をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

## 「楽ナビ Lite」サービス基本約款

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条（本サービス）

- 「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ Lite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ Lite に各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビ Lite のユーザー専用サービスの総称をいいます。
  - 本サービスを利用するためには、楽ナビ Lite の他に、Bluetooth 対応携帯電話機が必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合がありますので、ご注意ください。※ 1
- ※ 1：楽ナビ Lite に接続し、本サービスをご利用いただける携帯電話機の機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（<http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/>）に記載しております。

#### 第 2 条（本約款の適用）

- 本約款は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定められたもので、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。
- 本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがありますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。
- 本サービスのうち『スマートループ』に関する利用規定については、別途『スマートループ』利用約款』を定めております。『スマートループ』を利用する加入者には、本約款に加え、『スマートループ』利用約款』の定めが適用されます。『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、本サービスへの加入申込に加えて、『スマートループ』利用約款』の内容を確認の上、所定の手続きに従って別途『スマートループ』の利用登録も行ってください。

### 第 2 章 利用条件

#### 第 3 条（本サービスの追加・変更等）

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合、その提供を中止することができるものとします。

#### 第 4 条（携帯電話機等の用意）

- 加入者は、Bluetooth 対応携帯電話機を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。
- 携帯電話機を使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとなります。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビル影、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。

#### 第 5 条（利用時間）

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

### 第 3 章 加入申込

#### 第 6 条（加入申込の単位）

加入者は、楽ナビ Lite1 台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

#### 第 7 条（加入申込）

- 本サービスへの加入希望者は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとします。加入申込にあたっては、氏名、住所、連絡先その他所定の事項を当社に届け出るものとします。
- 当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。

- 当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。
  - 第 10 条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な理由がある場合。
  - 過去に第 14 条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。
  - 未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。
  - 加入の対象となる楽ナビ Lite が盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。
  - その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。
3. 第 1 項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用することができます。

#### 第 8 条（ニックネーム・パスワード）

- 加入者は、前条第 1 項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。
- 加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとします。

### 第 4 章 加入者の諸義務・当社の免責

#### 第 9 条（変更の届け出）

加入者は、住所、連絡先その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、所定の手続きに従って、速やかに当社に届け出るものとします。

#### 第 10 条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。

- 当社または第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- 他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。
- 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。
- 法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- 事実に対する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- 本サービスの運営を妨げる行為。
- その他、当社が不適切と判断する行為。

#### 第 11 条（権利関係）

本サービスにより加入者に提供される情報に関する一切の権利は、当社またはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

#### 第 12 条（当社の免責）

- 当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
- 当社は、理由のいかなるを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

### 第 5 章 利用の終了

#### 第 13 条（退 会）

- 加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。
- 加入者は、楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

#### 第 14 条（提供停止、資格取消）

当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。

- 本約款または個別のサービス約款に違反した場合。

- 当社に届け出た事項が虚偽であった場合。

### 第 6 章 その他

#### 第 15 条（個人情報取扱）

- 当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びパイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。
- 前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をパイオニア株式会社及びパイオニアグループ会社に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。
- 加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

#### 第 16 条（権利義務の譲渡禁止）

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

#### 第 17 条（個別のサービス約款）

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

#### 第 18 条（本約款の改定）

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

#### 第 19 条（準拠法・合意管轄）

- 本約款に関する準拠法は日本法とします。
- 加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 付 則

### 『スマートループ』に関する利用規定

#### 1. 目 的

『スマートループ』は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が、パイオニア製の『スマートループ』対応カーナビゲーションに蓄積されたプローブ情報（※ 1）及び第三者から提供を受けたプローブ情報を利用して作成する渋滞情報をユーザーに還元・提供することを目的としたシステムです。

※ 1：プローブ情報とは、走行履歴と走行速度のデータを用います。

#### 2. 携帯電話機の用意

『スマートループ』の利用者は、Bluetooth 対応携帯電話機（※ 2）を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

※ 2：接続可能な携帯電話機の詳細は、楽ナビ Lite 専用ホームページ（<http://pioneer.jp/carrozzeria/rakunavi-lite/>）に記載しています。

#### 3. 利用登録

- 『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、「楽ナビ Lite」サービス基本約款（以下「基本約款」といいます）と本約款の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。
- 利用登録にあたっては、利用期間を設定します。初回の利用期間は、自動的に 12 ヶ月間が選択されますが、利用登録後に、下記（3）に従い利用期間を変更することができます。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらかじめ利用登録を行ってください。この場合は、3 ヶ月間、6 ヶ月間、12 ヶ月間のいずれかを利用期間として選択してください。なお、『スマートループ』の利用登録をした楽ナビ Lite ユーザー（以下「利用登録者」といいます）は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。

- 利用登録者は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

#### 4. プローブ情報の送信

- 利用登録者が楽ナビ Lite を起動中、一定時間ごとに自動的にプローブ情報が専用サーバーに送信されます。（一定時間ごとに自動的に送信しないよう設定することもできます。その場合は、利用登録者が別途操作を行うことにより、プローブ情報が専用サーバーに送信されます。）
- 利用登録者は、楽ナビ Lite の「プローブ情報送信」モードを設定することで、プローブ情報送信の“ON”と“OFF”を選択することができます。
- プローブ情報の送信にあたっては、利用登録者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。

#### 5. 『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビ Lite の「プローブ情報送信」モードの設定が“ON”となっている場合には、プローブ情報が専用サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから楽ナビ Lite に『スマートループ渋滞情報』（※ 3）が配信されます。

※ 3：『スマートループ渋滞情報』とは、①利用登録者から提供された VICS エリア外の過去 1 時間のプローブ情報を統計処理した渋滞情報、②利用登録者から提供された VICS エリア外の過去 90 日間のプローブ情報を統計処理した渋滞予測情報、③ VICS センターより提供されたより広範囲な VICS 情報（オンデマンド VICS）のそれぞれの情報を最適化した渋滞情報であり、提供時点におけるリアルタイムの渋滞情報とは異なります。

#### 6. 利用条件

プローブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中は、楽ナビ Lite に接続した携帯電話機による通話及び Eメールの送受信はできません。また、楽ナビ Lite に接続する携帯電話機の機種によっては、プローブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中に電話を着信したときに、プローブ情報や『スマートループ渋滞情報』を送受信できないことがあります。

#### 7. プライバシー情報・個人情報

利用登録者が『スマートループ』により当社に提供するプローブ情報には、利用登録者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

#### 8. プローブ情報の利用方法・目的

- 当社は、利用登録者から提供されたプローブ情報を、パイオニアグループ会社に提供します。
  - パイオニアグループ会社では、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データ（※ 4）を次の目的に利用します。
    - 『スマートループ渋滞情報』を含む各種の道路交通情報及び地図データの作成
    - パイオニア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供
    - カーナビゲーション製品及びプローブ情報に関する研究・開発
    - その他プローブ情報に関連する事業の遂行
  - パイオニアグループ会社は、上記（2）の目的及び第三者が遂行するプローブ情報に関連する事業のために、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、プローブ情報を第三者に提供する場合は、個人を特定できない形式で提供します。
- ※ 4：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

#### 9. その他

本約款に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

2008 年 11 月 施行  
2009 年 10 月 改正